

改正

平成21年 3 月30日規則第 9 号

平成25年 8 月26日規則第20号

西和賀町道路占用料徴収条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西和賀町道路占用料徴収条例（平成17年西和賀町条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の特例)

第 2 条 次の各号に掲げる占有物件に係る占有料の額は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係る物件 条例で定める額の50パーセントに相当する額
- (2) 削除
- (3) ガス事業者が埋設するガス管 条例で定める額の70パーセントに相当する額
- (4) アーケード 条例で定める額の10パーセントに相当する額
- (5) 電柱、電話柱、街灯、消火栓標識又はバス停留所に添加された広告 条例で定める額の70パーセントに相当する額。ただし、巻き付けされた広告については、条例で定める額の35パーセントに相当する額
- (6) 公安委員会の設置する信号機を無償で添加している電気事業者又は第一種電気通信事業者の設置する電柱及び電話柱 条例で定める額の50パーセントに相当する額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例で定める占有料の額を徴収することが著しく不相当であると認められる物件で町長が指定するもの 条例で定める占有料の額の範囲内で町長がその都度定める額

2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第35条に規定する事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第 6 条に規定する公営企業に係る物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (3) 街灯（アーチ型のものを除く。）及び公共の用に供する通路

- (4) 法第2条第2項に規定する道路の附属物を無償で添加している電柱及び電話柱
- (5) 占用物件である電柱及び電話柱を支えている支柱及び支線並びに電気事業者又は第一種電気通信事業者が設置する電柱及び電話柱を支えている支柱及び支線
- (6) 公共的団体が設置する有線放送電話柱
- (7) 公共的団体又は電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは第一種電気通信事業者が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線
- (8) 公益法人が設置する有線テレビ（CATV）電柱、架空の道路縦横断電線及び各戸引込電線
- (9) バス停留所標識
- (10) ガス、電気、電気通信（第一種電気通信事業者が設けるものに限る。）水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (11) 公共的団体が設ける水管及び下水道管
- (12) 郵便切手の販売所を示す規格された看板（店舗に取り付けられたもので、1店舗1個に限る。）
- (13) 無料で不特定多数に開放している公園、広場及び運動場
- (14) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (15) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等営利目的がなく交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
- (15の2) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
- (16) 道路敷の使用権を取得し、道路に新設又は改築した場合（使用権設定の際占用料徴収を前提としている場合を除く。）における当該道路敷内の物件
- (17) 前各号に掲げるもののほか、占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる物件で町長が指定するもの
(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議し、同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議し、同意した際（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議し、同意した際（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議し、同意した日と異なる場合には、当該敷設

工事を開始した際)) に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の湯田町道路占用料徴収条例施行規則（昭和60年湯田町規則第11号）又は沢内村道路占用料徴収条例施行規則（昭和60年沢内村規則第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月30日規則第9号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月26日規則第20号）

この規則は、平成25年9月2日から施行する。